

姉妹町・津野町で 本町特産品を販売

訓子府町の姉妹町、高知県・津野町の「道の駅・布施ヶ坂」に訓子府物産コーナーが開設されました。

訓子府、津野両町は、小学生の交換留学事業などで交流を深めていますが、昨年11月に農業経営者が津野町を訪れ、初めての産業交流が行われました。

これをきっかけに、今後活発な産業交流を実施していく計画ですが、津野町の依頼もあって、道の駅に玉ねぎやばれいしょのほか、みそ、日の出うどん、はちみつ、クノール製品を送り、2月下旬から販売されています。

道の駅では、こうした特産品の紹介をはじめ、試食・試飲なども行われ、売れ行きも好調です。

この販売は、試験的なものですが、今後の売れ行き次第では、継続していく考えです。



4月6日から 「春の全国交通安全運動」

4月6日(火)から15日(木)まで「春の全国交通安全運動」が実施されます。この期間は、新入学児童や園児の交通事故を防止するため、関係機関による各種運動が展開されます。

■運動の重点目標

- 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもたちを交通事故から守りましょう

- すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
 - スピードの出し過ぎ防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 自転車乗車中の交通事故防止
- 町交通安全推進委員会

交通事故の困りごとは 交通事故相談所へ

北海道交通事故相談所の巡回相談が行われます。被害を受けた方やその家族からの賠償問題などに対し、専任の相談員や弁護士が相談に応じます。予約制ですので、利用の2日前までにご連絡ください。

- とき 毎月第1水曜日 13時～16時
毎月第3水曜日 13時～15時
※4月と1月の第1水曜日は巡回相談を行いません。
- ところ 北見市交通安全研修センター
- 受付時間 8時45分～17時30分
(土・日・祝日を除く)
- 申込み オホーツク総合振興局地域振興部
環境生活課 (☎0152-41-0783)

フロンティア



オホーツク圏 ジュニアバレーボール

訓子府ウインズ優勝

3月7日に町スポーツセンターで開かれた第17回オホーツク圏ジュニアバレーボール選手権大会で、訓子府バレーボール少年団女子チームの「訓子府ウインズ」が見事優勝しました。

大会の女子の部には、北見市や置戸町など管内各地から17チームが出場しました。

訓子府ウインズは、1回戦、2回戦、準決勝をいずれもストレート勝ちし、決勝でも遠軽クラブジュニアをストレートで破りました。

14年ぶり2度目の優勝で、選手はもちろんのこと、訓子府町バレーボール協会の関係者も大喜びでした。

訓小の7人、スキーの全道大会で活躍

訓子府小学校7人の児童が、3月7日にキロロリゾート(後志支庁赤井川村)で開かれた「第35回スポーツハウスカップ争奪全道ジュニアアルペン決勝大会」(種目=ジャイアントスラローム)に出場し健闘しました。

7人は、渡邊来智くん(訓小1年)、堰代大貴くん(訓小1年)、渡邊唯翔くん(訓小2年)、伊東ありすさん(訓小4年)、渡邊明哉くん(訓小4年)、江部成彪くん(訓小5年)、堰代ゆきのさん(訓小5年)。

7人のうち、渡邊唯翔くん、伊東ありすさん、堰代ゆきのさんの3人は10位以内に入る活躍、ほかの4人も全道大会の舞台上で健闘しました。

春の火災予防運動

4月20日(火)～30日(金)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時季となり、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動初日の20日には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう！

例年この時季に野火が多く発生します。タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。

田畑での枯草焼きを行うときは、事前に消防署訓子府支署(☎47-2419)に届け出を行ってください。

さらに水を用意するなど、消火の準備を行い、その場から離れず、火災にならないように注意

しましょう。

火災予防七つのチェックポイント

- ・寝たばこは、絶対にやめる
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ・子どもたちには、マッチやライターで遊ばせない
- ・寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだけ防災品を使用する
- ・ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- 実施期間 4月1日(木)～20日(火)

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法の改正で、既存住宅やアパートについては、平成23年6月1日から適用となりますので、設置されていない方は、早めに設置してください。

新築住宅については、平成18年6月1日から

平成23年6月1日から義務化

設置が義務付けられています。

設置の義務化で悪質な訪問販売も増えていきますので、ご注意ください。不審・不明な点がありましたら、消防署訓子府支署(☎47-2419)までご相談ください。